

処遇改善等加算Ⅲの制度と基本的な考え方について

1 制度概要

職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に要する費用を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するための加算制度です。令和4年2月から9月まで実施していた「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が令和4年 10 月より「処遇改善等加算Ⅲ」として公定価格に組み込まれました。

（１）加算額の使途

その全額を職員の賃金の改善に確実に充てる必要があります。

また、前提として国家公務員の給与改定に伴い公定価格における人件費の増額改定がなされた場合、当該増額分に係る給付額についても、同様に職員への賃金改善に充てる必要があります。

（２）賃金改善の方法

「処遇改善等加算Ⅰ制度説明」P1にある1（２）と同様です。

（３）賃金改善の対象者

ア 保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各施設に勤務する全ての職員（法人役員（※）を兼務する施設長を除く。）が対象となります。

（※）賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる方を想定しています。例えば、社会福祉法人や学校法人においては、理事、監事及び評議員が該当します。
なお、役員報酬の有無は関係ありません。

イ 地方単独事業や施設が独自に加配している職員についても、公定価格の対象となる通常の教育・保育にも従事している場合には対象とすることができます。

ウ 非常勤職員も対象となります。

エ 派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。

（４）同一法人内での拠出・受入

「処遇改善等加算Ⅰ制度説明」P2にある1（３）と同様です。

（５）加算残額の取扱い

「処遇改善等加算Ⅰ制度説明」P6にある3（４）と同様です。

2 加算見込額

加算見込額の算出方法については、令和5年度より以下の通り改正されました。

施設区分	処遇改善等加算Ⅲ
認定こども園	11,280 円×加算Ⅲ算定対象人数
幼稚園	11,560 円×加算Ⅲ算定対象人数
保育所	11,000 円×加算Ⅲ算定対象人数
小規模保育事業	11,000 円×加算Ⅲ算定対象人数
事業所内保育事業	11,000 円×加算Ⅲ算定対象人数
家庭的保育事業	11,000 円×加算Ⅲ算定対象人数

(R5：当初単価)

- ・「加算Ⅲ算定対象人数」とは、1か月の平均児童数から算出される配置職員数に、4月1日の給付費の各種加算適用状況による職員数を加えて得た人数。
- ・加算額には、職員への賃金改善額のほか、法定福利費等の事業主負担額が含まれています。

3 加算要件

- (1)「賃金改善計画書」を市に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。
- (2)「賃金改善計画書」が次に掲げる要件を満たしていること。また、加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。

ア 加算Ⅲによる賃金改善額（賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。

イ 加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

重要

（例）加算見込額が 1,400,000 円の施設で、うち職員への賃金改善額に 1,200,000 円、法定福利費等の事業主負担額に 200,000 円を充当する場合
⇒賃金改善額 1,200,000 円のうち、3分の2である 800,000 円については、一時金ではなく、毎月支払う手当で改善する必要があります。一括して賞与や一時金で支払うことはできません

4 その他

（１）基準年度の考え方

「処遇改善等加算Ⅰ制度説明」P7にある３（５）と同様です。

（２）起点賃金水準の考え方

「処遇改善等加算Ⅰ制度説明」P7にある３（６）と同様です。